

様式第4号（第3条関係）

公文書非公示決定通知書

17額総第369号

平成17年6月27日

西三河後見ネット

代表 前本好江 様

額田町長 鈴木啓允



平成17年6月22日付けで請求のありました公文書の開示については、額田町情報公開条例第11条の規定により、次のとおり開示できません。

公文書の名称 又は内容	成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する以下の文書 1 平成16年4月以降に制定又は改正した、町長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。 2 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書。 3 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成16年度実績（件数及び費用）を記した文書
開示しないこととした理由	1 開示請求に係る行政文書を作成していないため。 2 平成17年度には当該制度に係る予算措置をしていないため。 3 平成16年度には事例がないため。 (額田町情報公開条例第11条第2項に該当)
上記の理由がなくなる期日	_____年_____月_____日以降であれば全部開示できますので、同日以降改めて請求が必要となります。
担当課等名 (連絡先)	健康福祉課 電話 0564-82-3168

この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。